

TACTNEWS

No.381

「非居住者で租税回避」のけん制策の方向を探る

国税庁では、個人の納税者の住所が国内になく、非居住者であるかどうかの捕捉を強めるための「けん制策」を打ち出していたことが分かりました。これは、住所が国内になかったとして、国内の税法による課税を免れて問題になった事件が背景にあると見られます。

1. 背景となった問題の事件

たとえば、新聞でも話題になった「武富士事件」。これは、贈与税の追徴税額が1300億円を超える巨額事件だったものです。事件はまだ相続税・贈与税の納税義務者の範囲に、被相続人・贈与した人や相続や贈与を受けた本人に日本国籍があり、なおかつ国内に5年以内に住所のあった人も非居住無制限納税義務者として加えられる前のことでした。したがって外国会社株式の贈与を受けた原告の住所が、日本国内にあって国内の税法が適用される居住者だったか、それとも国内に住所がなく非居住者であったかが争点でした。一審判決は原告の全面勝訴で、控訴審判決の行方に関心が高まっていました。しかし今年1月、東京高裁の控訴審判決は一転して、一審の納税者側勝訴の判決を退け、国税当局サイドの課税を認める判決を下しています。

一方、国内の会社の株式をシンガポールで譲渡した際の所得税をめぐる裁判も、譲渡した人が居住者であったか、非居住者であったかが争点となった事件として注目されたものです。こちらは、この2月、東京高裁で一審判決同様に国税側敗訴となっています。

2. 導入したい「けん制策」の内容

国税庁では一審で敗訴した苦い経験などから、一連の租税回避等をけん制するため、所得税や贈与税の手続きをよりいっそう厳密にするなどの考えを打ち出しています。

具体的には、①非居住者の確定申告で、「非居住者であった期間」の記載義務化、②制限納税義務者の相続・贈与税申告における過去5年の住所地記載義務化、③贈与税の非居住無制限納税義務者・制限納税義務者の納税地を贈与者の住所地とみなす手続き簡素化といったメニューです。これは、実質的な税制改正要望である「平成20年度税制改正意見」に記載されたものです。

このうち、①は非居住者が国内の不動産所得等などがあることに伴って必要になることがある確定申告で

「非居住者であった期間」を記載義務化しようというものです。当局によれば「近年、居住形態を偽ることにより、居住形態の違いによる課税所得の範囲の違いを利用した課税逃れを行っている納税者が多数存在することが想定される」というのです。しかも実務においては確定申告する納税者について居住者か非居住者かを把握することは困難だとして、「非居住者である期間」の記載を課税逃れ追及の材料にしたい考えです。さらに所得控除や税額控除の適用は居住者しかできないのに、非居住者で誤って適用しているケースについても、これで正していく方針です。

次に、②の相続税・贈与税の非居住の制限納税義務者に対する対策は、財産を相続したり贈与を受けたことに伴って申告するとき、過去5年間の住所の異動状況について記載義務を追加するというものです。

相続税・贈与税の制限納税義務者とは、非居住者で国内の財産を相続・贈与を受けた人のこと。ただし、相続人・贈与した人や相続や贈与を受けた本人に日本国籍があり、なおかつ国内に5年以内に住所のあった人で非居住無制限納税義務者に該当する場合は除かれます。当局ではこうした記載事項により「制限納税義務者に該当するか否かの確認が容易になる」としています。

3. みなし納税地の規定も

最後の③は、贈与税の非居住無制限納税義務者や制限納税義務者の納税地について、財産を贈与した贈与者が国内に住所がある場合には、そこを納税地とみなすというもの。非居住無制限納税義務者などの納税地については現行制度上、納税義務者本人が納税地を決めるか、決めていない場合には国税庁長官が指定して通知する仕組みになっています。しかし、非居住者の贈与税無申告の調査を行う場合に、一連の手続きは煩雑になるため、当局側で贈与者の住所を「納税地とみなす」規定を置いて調査等の迅速化を図ろうというわけです。

平成20年度税制改正大綱や法案では、こうしたけん制策が盛り込まれた形跡はありません。しかし①や②は、所得税・相続税の施行規則などの改正で対応できそうにも考えられます。その動向が注目されそうです。

(担当：遠藤 純一)